

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
1	<p>※指標の進行管理表について 指標5-2「交通事故死傷者数」について、H28年の目標が7,900人に対して、H27年の実績が8,421人となっており、目標を達成していないが、現状分析が「前倒しで目標値を達成している」としているのはなぜか。 (渡辺委員)</p>	<p>H28年の当初の目標は11,200人でありましたが、前倒しで目標値を達成していたことから、H28年以降の目標値の見直しを行い、H28年の目標値を7,900人としたものです。なお、平成32年の目標値は6,300人以下としています。 (指標の進行管理表(資料2)については修正します。)</p>	<p>※指標の進行管理表</p>
2	<p>(「指標の進行管理表…」では)「目標値(H32)」の欄に、他年度の数字が入っているのを、目標値をH32に統一するか、誤解のないような書き方をすること。 (吉岡会長)</p>	<p>目標値は他の計画(各個別計画)において定められたものもあるため、目標値がH32年(度)以前のものは他の計画との整合性を図りながら進行管理をしていくこととします。 その旨が分かるように、基本計画における指標についての説明部分(第3章-第3章の位置付け-指標について)に追記することとします。</p>	<p>P.7 ※指標関係</p>
3	<p>計画素案第3章の「6医療に関する県民参画等の推進」の分野指標「自殺者数」は(目標値がH28なので)、減少を目指すという表現でもいいのかと思われる。 (宍戸委員)</p>	<p>現在、「福島県自殺対策推進行動計画」の見直しを進めており、この中で平成29年度以降の「自殺者数」の目標値も検討しているところです(今年度中に改定予定)。したがって、この見直しの結果を、本基本計画の指標についても、新たな目標値として反映することとします。</p>	<p>P.51 ※指標関係</p>
4	<p>計画素案第3章の「6医療に関する県民参画等の推進」の分野補助指標「小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合」の数字の意味がわからない。(分母が何か。) (渡辺委員)</p>	<p>分野補助指標「小学校児童の栄養不良や肥満、やせ傾向(栄養状態)の割合」は、【調査実施校の栄養不良、肥満、やせ症の児童数 ÷ 調査実施校の全児童数】で算出しており、単位は「%」になります。 なお、本基本計画にも、単位(%)を記載することとします。</p>	<p>P.51 ※指標関係</p>
5	<p>計画素案第3章の「6医療に関する県民参画等の推進」の分野指標「特定健康診査実施率」について、各保険者の特定健康診査の実施は義務づけられているので(ほぼ100%に近いと思うので)、これは実施率ではなく、受診率ではないか。 (松本委員)</p>	<p>特定健康診査については、【(特定健康診査の受診者数 ÷ 対象者数)を「実施率」として、国で(全国の結果を)公表しており、県としてもこれに合わせて公表しているところです。 なお、本基本計画にも、【(特定健康診査の)受診者数 / 対象者数】で算出していることがわかるよう記載することとします。</p>	<p>P.51 ※指標関係</p>

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
6	<p>計画素案第3章の「6医療に関する県民参画等の推進」の分野補助指標「ふくしま心のケアセンターにおける年間相談支援件数」は(進行管理の表の数字を見ると)すごく減少している感じがするが、民間の相談機関等への相談件数は減っておらず、この指標だけだと、相談も減り、心のケアも落ち着いてきているという印象を受け、実態と異なると思われる。 (番場委員)</p>	<p>ふくしま心のケアセンターにおける相談支援については、相談件数は減少しているものの、1件あたりの相談時間は年々増加傾向にあります。 個別相談の対象者はストレス関連障害などのリスクの高い方が多くなっており、その内容は避難の長期化等により、個別具体化し、複雑かつ深刻な相談となっていることからこのような状況となっています。 引き続き、きめ細かな支援を行い、被災者の心のケアの推進を図ります。</p>	P.51 ※指標関係
7	<p>計画素案第3章の「10犯罪被害者等支援の推進」の分野指標、「犯罪被害者等施策担当窓口部局の設置市町村数」はH28年4月時点で目標を達成しているため、他の指標(犯罪被害者支援に関する特化条例の数値や次に取り組んでいくべき施策に関するもの)を追加できないか。 (熊田真市委員)</p>	<p>条例の策定については、市町村ごとの状況もあり、各市町村が主体的に判断していく必要があるため、今回、本基本計画の指標には盛り込むことは難しいと考えますが、各市町村窓口担当課の意識の醸成を図ることを優先して取り組んでいきます。</p>	P.78 ※指標関係
8	<p>各指標で目標値に「適切に対応する」としているものがあるが、具体性がないうちもやらないように捉えられてしまう可能性があるため、数値もしくは「上昇/低下を目指す」という表現など方向性を見せた方がよい。 (松本委員)</p>	<p>本計画の指標においては、数値目標を掲げられるものを「分野指標」とし、「分野補助指標」においては望ましい方向性を掲げることとして区別、整理しています(計画案P.7)。 なお、「分野補助指標」の「適切に対応する」としているものについては見直し、「9消費者の安全確保の推進」における指標:県消費生活センターのホームページ等へのアクセス件数(計画案P.72)は、「上昇を目指す」としましたが、その他については、虐待や犯罪被害の相談件数など、(虐待や犯罪被害)そのものの件数は減少が望まれる一方、もしも被害に遭った場合には適切な機関に相談できることも望ましく、一概に「上昇/低下を目指す」という方向性を示すことが難しいため、引き続き「適切に対応する」とします。 指標の進行管理においては、実績値を参考にその背景にある問題等について分析し、課題を検討、今後の取組等に活かしていきます。</p>	※指標関係
9	<p>計画素案の第3章の「現状と課題」「施策展開の方向と取組」の記載の順番を優先順位が高いものからにするなど検討すること。 (宍戸委員)</p>	<p>記載の順番について見直し、修正を行いました。必ずしも優先順位という訳でなく、時系列的に考えられる順番や項目(【現状と課題】、【施策展開の方向と取組】)の中でもさらに分野ごとに記載するなど整理しています。</p>	

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
10	<p>計画素案の第3章-「1防災の推進」-(1)-現状と課題の6番目の●「自助、公助が効果的に絡み合いながら防災・減災対策を～」とあるが、絡み合うという言葉はほぐすのが大変というイメージがあり、効果的であることが想像しづらい(ので、他の表現にできないか)。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>「自治会や町内会を単位として組織する自主防災組織や、災害ボランティアなどによる共助と住民自らの自助、国・県・市町村等の公助を効果的に組み合わせながら防災・減災対策を行っていくことが重要です。」と修正しました。</p>	P.9
11	<p>計画素案の第3章-「1防災の推進」-(1)-施策展開の方向と取組の「情報連絡体制」のところでは、県へ情報を収集する部分が強く表現されており、県民へ情報を届ける部分の記載が少ないので追加して1項目上げてよいと思う。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>災害発生時の県民への情報提供について、項目立てをしていなかったことから、「1防災の推進」-「(1)国、市町村その他の関係機関等との連携の強化」の「情報連絡体制」のところで、【◆住民への情報提供】として1項目追加しました。</p>	P.10
12	<p>計画素案の第3章-「1防災の推進」-(1)-施策展開の方向と取組の「広域避難の支援」で、「～受け入れ先都道府県との調整スキームを整備します」との表現になっているが、大震災と原発事故を経験し、他都道府県に大量に避難をするという実績がある状況で、「これから整備します」とすると今までやっていなかったのかと思われる可能性がある。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>広域避難の調整等については、災害時応援協定(自治体相互応援協定)が締結されていることから、「県外への避難が必要な場合は、災害時応援協定による協同道県への要請のほか、全都道府県にも要請することにより、受け入れ先の確保を図ります。」と修正しました。</p>	P.12
13	<p>今回「協働」という文言を入れたのであれば、計画素案の第3章-「1防災の推進」-(2)-施策展開の方向と取組の「地域住民の意識の醸成」の部分で、例えばNPO法人やボランティア団体との関わりについて加えてもよいと思う。</p> <p>(藁谷委員)</p>	<p>ご意見を踏まえ、当該箇所については、広く様々な機関と連携していく必要があることから、「市町村や消防機関に加え、民間団体等との連携も視野に入れながら、地域住民に対して～」と一部追加、修正しました。</p>	P.15
14	<p>計画素案の第3章-「1防災の推進」-(2)-施策展開の方向と取組の修正した「自主防災組織活動の推進」の部分で、「防災士～など、地域防災のリーダーとなる人材の育成を図ります」という部分が削除されているが、やはり防災士を養成していくという文言を入れて欲しい。</p> <p>(藁谷委員)</p>	<p>計画素案の「施策展開の方向と取組」の【防災に当たる人材の育成】の部分で、「防災士」と明記しているとおり、地域防災力の要となる防災士も含めた様々な分野の人材が必要であると考え、広く人材育成を促進していきます。</p>	P.15、16

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
15	<p>計画素案の第3章-「2原子力発電所周辺地域の安全確保の推進」-(1) 廃炉に向けた安全監視について、県としてはどう見ているのかというあたりももう少し具体的に知らせてほしい。</p> <p>(番場委員)</p>	<p>県では、専門家、県及び市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」、県民や各種団体の代表及び有識者で構成する「廃炉安全確保県民会議」や檜葉町に配置している現地駐在職員などにより、国及び東京電力の廃炉に向けた取組について確認しており、これらの確認状況は、ホームページや各種広報媒体を活用して情報発信に努めているところです。</p> <p>なお、これらの取組は、基本計画(P.24)に「参考」として記載しました。</p>	P.24
16	<p>計画素案の第3章-「3防犯の推進」-(2)-現状と課題の1つ目の●で、「ボランティア団体は～全国同様に県内でも結成気運が高まっており～」とあるが、(見え消しの)24年の数字より27年の件数の方が少なくなっており、この数字を見る限りでは「気運が高まっており」の表現は見直す必要があると思う。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>防犯ボランティア団体数は、仮設住宅からの転居等によりその数が減少している状況にあることから、「全国同様に県内でも結成気運が高まっており」の表現については、削除しました。</p>	P.30
17	<p>計画素案の第3章-「3防犯の推進」-(3)は「市町村、事業者その他の～連携した～」というタイトルだが、内容に「市町村」の言葉がない。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>「なりすまし詐欺防止ふくしまネットワーク」を構築し、市町村と連携して被害防止対策を講じているため、該当箇所「市町村と～連携して」の文言を追記しました。</p>	P.31
18	<p>計画素案の第3章-「3防犯の推進」-(5)-施策展開の方向と取組の「学校における安全確保」と「子どもの安全教育の充実」の本文が同じになってしまっている。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>転記誤りであったため、「学校における安全確保」の内容を修正しました。</p>	P.33
19	<p>計画素案の第3章-「4虐待等対策の推進」-(1)-現状と課題の1つ目の●で「(DV相談件数は)平成20年度から平成23年度にかけて減少した～」とあるが、グラフはH22年度からのものなので、整理が必要だと思う。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>該当箇所についてはグラフと文章の内容が合うように文言を修正しました。</p>	P.35
20	<p>計画素案の第3章-「4虐待等対策の推進」-(1)-施策展開の方向と取組の「障がい者の権利擁護の推進」のところで、読んでいる人が安心できるような言葉、例えば差別や偏見のない安心した暮らしが送れるようになどが入ってくるとよいと思う。</p> <p>(松本委員)</p>	<p>より表現を工夫し、「障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、」という文言を追加、一部修正しました。</p>	P.36

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
21	<p>計画素案の第3章-「4虐待等対策の推進」-(3)-施策展開の方向と取組の「DV相談体制の整備」でDVセンターが計8施設とあるが、郡山市の一つを加えると9施設だと思われる。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>ご指摘のとおりであり、「郡山市子ども家庭相談センター」の記載を加え、「9施設」に修正しました。</p>	P.38
22	<p>計画素案の第3章-「5交通安全の推進」-(2)-現状と課題の4つ目・5つ目の●で、高齢者の交通事故が特に多いように書かれているが、実際の数値では、高齢者が最も多いのは死者数であって、負傷者数や発生件数で見ると高齢者以外の世代の方が多く、書きぶりは考えた方がいい。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>交通死亡事故においては、高齢者が死者数の約半数を占めていることから、「高齢者の交通事故防止」は本県における交通事故対策の大きな課題であり、第10次福島県交通安全計画(計画期間:平成28年～32年)においても対策の重点として掲げています。</p> <p>したがって、本基本計画については、「高齢者の交通事故防止」に関する記載を残しつつ、ご意見を踏まえ一部修正しました。</p>	P.43
23	<p>計画素案の第3章-「8生活環境の保全」-(5)で除染のこと言っているが、国に対する要望の部分を書いていない。除染という以上は国に対して要求すべきところは書いておかないといけないと思う。</p> <p>(吉岡会長)</p>	<p>除染特別地域・市町村除染地域における必要な除染が確実に実施されるよう国に対し求めていく旨の記載を追加しました。</p>	P.64
24	<p>弱者や一般の方が具体的に行動できるシステムのようなものがあつた方がよいと思う。計画素案第3章-「8生活環境の保全」-(5)-現状と課題の最後の●で「自ら考え自ら判断することが求められている」ということで、施策展開の方向と取組で「発達段階に応じた放射線教育の推進」としているが、このあたりも具体的な行動に繋がってほしいと思う。</p> <p>(熊田芳江委員)</p>	<p>講演会や各種イベントの開催など、弱者の方を含めた一般の方が参加し、体験してもらえるような機会について引き続き検討、推進していきます。</p> <p>なお、放射線教育では、除染情報プラザ等との連携や線量計を活用した授業例等を紹介した指導資料により授業を行うなど、体験的な実践がしやすいように工夫している他、今後は7月からオープンした環境創造センター交流棟「コミュタン福島」との連携を図り、より体験等を重視した放射線教育の在り方について検討していきます。また、このことについては、基本計画(P.66)に「参考」として具体的な取組を盛り込みました。</p>	P.64
25	<p>計画素案第3章-「10犯罪被害者等支援の推進」-(1)-施策展開の方向と取組の「犯罪被害者等支援団体の活動促進」の記述について、修正後の記述は県でやることと被害者支援センターでやることが区別なく一緒になってしまっている、修正する前のままでよいと思う。</p> <p>(熊田真市委員)</p>	<p>ご指摘のとおり、修正後の記述では、主語が明確でなく意味が分かりづらいため、修正以前(現行)の内容とすることとします。</p>	P.74

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
26	<p>計画素案の第2章基本方針で「協働」という言葉を入れたのはよかったが、それが第4章の推進体制では出てきていないので、一貫して入れ込むこと。 (吉岡会長)</p>	<p>第4章では本計画の推進体制について記載しており、関係機関や様々な主体とより連携して協力を深めていく必要があるため、「協働(連携・協力)」としました。</p>	P.79
27	<p>AEDの設置台数については今のところデータが揃っていないということで文書に反映させている部分がないが、AEDを使える人を増やすこと、設置台数のことなどを計画に入れ込んで欲しい。 (藁谷委員)</p>	<p>AEDについては、厚生労働省の依頼により、一般財団法人 日本救急医療財団が、登録されたAEDの設置場所等をHPで公表しているなど、AEDの普及と利用促進を担っているため、県としても、当該財団との役割分担をしながら、市町村における設置台数等を把握するとともに、県としての対応が必要な利用促進策を検討の上、本基本計画への反映に努めていくこととします。</p>	
28	<p>指標の数字と実態の乖離(例えば自主防災組織活動カバー率の数字があるが、その活動の実態として自治会自体が本当に機能しているのかなど)をどう捉えていくか。目標を達成させるために直接的に繋がる指標だけでなく指標とは別のものを追いかけていく必要性もある。 (佐々木委員)</p>	<p>指標は、施策の進行状況を確認していくものの一つとして重要である一方、ご指摘のとおりそれらの実態についても分析し、課題を検討していく必要があるものと考えます。 したがって、個別施策の推進や指標の進行管理においては、このことをしっかりと認識し、取り組んでいきたいと考えます。</p>	
29	<p>計画素案には、未知のものや未来に起こることをどう取り込んでいくかという視点がない。突発的に起こったことに対して、全体を常に監視するものはどこで、変化があったときにそれをどう織り込んでいくかということも必要。 また、10の項目に位置付けられているものにも変化があると思うので、それらにどう対応していくか。 (佐々木委員)</p>	<p>近年これまでに経験したことのないような事案が発生している中で、未知の事象や未来に起こり得ることへの対応を想定することは重要なことと考えます。 県では、昨年度、危機管理基本方針を策定し、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるといった危機事象に対し、全庁的に対応するための体制や役割などを定めました。 したがって、本計画においては、「第4章 推進体制」の「3 緊急時の体制等の整備」において、危機管理基本方針のもと、あらゆる危機事象に対し、対応していくことを明記することとします。 また、条例に位置付けられている10の項目についても、その変化等に応じて、適宜本計画改正等を検討したいと考えます。</p>	P.81

NO.	「安全・安心」及び「安全安心推進基本計画」に対する主な意見	意見に対する現状・対応等	参考
30	<p>10の項目に入らないもの(例えばいじめや長時間労働の問題)はどうするのか。</p> <p>(佐々木委員)</p>	<p>本計画においては、県民の生命や心身、財産へ直接影響を及ぼすもので、県民一人一人の取組や地域での連携による活動が期待されるものとして10の項目(対象分野)を定めていますが、ご指摘のとおり、10の項目に含まれていない分野についても、安全・安心に影響を与えるものはあると考えます。</p> <p>10の項目に含まれていない分野についても、県として当然対応をしていくものであり、各個別計画等において定めているところです。</p> <p>なお、このことについては、(本計画の対象分野について説明している)「第1章 基本的事項」の「2 計画の性格」において、明記することとします。</p>	P.2
31	<p>計画素案の第2章基本方針で情報発信をしっかりとやっていくと追加しているが、もう一歩踏み込んで具体的に記載できるものはないか。</p> <p>(佐々木委員)</p>	<p>個別の施策等について、全てを本計画で盛り込むことは難しいことから、他の個別計画や事業等で対応、推進していきたいと考え、本計画においては、取組の一部を「参考」として追記することとします。</p> <p>(例) 災害情報の伝達手段の多重化 (P.12) 危機管理センターの役割と取組 (P.17) 廃炉に向けた安全監視の取組 (P.24) なりすまし詐欺防止ふくしまネットワークの取組 (P.31～32) 食の安全安心の取組 (P.56) 放射線教育の取組 (P.66)</p>	
32	<p>県外の方にも今の福島の実態(人が住んでいて、健康に暮らしているということ)を発信していかなければならない。</p> <p>(番場委員)</p>		
33	<p>計画素案の第1章基本的事項- 2 計画の性格-(1)が今回の修正で「安全で安心な県づくり」に項目名が変わるとなると第2章でも同様のタイトルが出てくるので、項目の構成について検討が必要だと思う。</p> <p>(渡辺委員)</p>	<p>第1章 2計画の性格(1)を「安全で安心な県づくりのための取組」に修正しました。</p>	P.1